

特定希少野生動植物ヒメイノモトソウ保護管理事業計画の概要

■ 保護管理事業計画とは

- ・奈良県希少野生動植物の保護に関する条例 第30条に基づく計画
- ・特定希少野生動植物の保護管理事業を適正かつ効果的に実施するために策定

■ 策定の経過

平成28年5月18日 計画策定調査業務委託契約（委託先：(株)総合環境計画）

平成29年2月15日 奈良県自然環境保全審議会自然保護部会にて計画案の審議

3月28日 計画の策定

■ ヒメイノモトソウとは

- ・岩場に生育する常緑のシダ植物。絶滅危惧IB類（環境省レッドデータブック、2015）。
- ・分類：イノモトソウ科イノモトソウ属。学名：*Pteris yamatensis*
- ・本県の生育地が、本種のタイプ産地（学名の基準となる標本が採集された地点）である。

■ 分布

- ・国内では奈良県と三重県に分布（三重県の生育地は消失した可能性がある）。
- ・奈良県は、かつて複数箇所に点在したが、現在は既知生育地とその周辺のみとなる。



■ 保護管理事業計画

I. ヒメイノモトソウの生育地の現状と課題

- ・この生育地の中には地形が入り組み、ほとんど人が立ち入らない場所もあることに加え、本種の生育場所は崖地でアクセスが困難な場所も多いことから、今回確認した以外の場所でも生育の可能性はあると考えられる。



既知生育地の現状維持が、最重要課題。

- <起こりうる危険リスク>
- ・生育環境の変化：崩落等の生育環境の消失、水分条件等の変化等の急激な変化。
 - ・人による盗掘：個体は盗掘により漸減していると考えられる。

II. ヒメイノモトソウの生育環境

- ・石灰岩の岩壁とその周辺。今後環境が変化し、水分条件が変化し乾燥化するなどすると、今後生育不良が生じる可能性もある。

III. ヒメイノモトソウの保護計画の基本方針

- 生育地の巡視
- 生育地の保護管理
- 分布の把握
- 協働・啓発活動

IV. 事業の目標

本種の盗掘を防止するとともに個体の生育状況等の経年的なモニタリングを実施し、既知生育地を保全する。

V. 事業の区域 奈良県内の本種が生育する地域

VI. 事業の内容

1. 生育地の巡視……………希少野生動植物保護巡視員等による定期的な巡視
2. 分布の把握……………本種の分布の把握
3. 生育地の保護管理……………モニタリングによる個体数の経年変化の把握

個体数の減少及び生育地の環境改変に備えた生育域外保全

4. 協働・啓発活動……………関係行政機関、県民等への普及啓発の推進